

## **令和 7 年度 第 2 回富秋中学校区等まちづくり検討会議**

日 時：令和 7 年 10 月 14 日（火）19：00～  
会 場：和泉市立人権文化センター 1 階 大会議室

次 第

### 1 議題案件

- (1) 和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業の進捗状況の報告について
- (2) 富秋中学校区等跡地活用ビジョン（案）の対話について

### 2 その他

- (1) 学校開校準備委員会の報告

### 3 閉会

和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業の  
進捗状況の報告について

1 事業者の決定

代表企業 (担当業務)	代表企業以外の構成企業 (担当業務)
村本建設株式会社大阪支店 (建設)	1 株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店 (設計、工事監理)
	2 株式会社坂倉建築研究所大阪事務所 (設計、工事監理)
	3 中林建設株式会社 (建設)
	4 大勝建設株式会社 (建設)
	5 株式会社L. B. C総合事務所 (入居者移転支援)

2 事業の概要

本事業は富秋中学校区等まちづくり構想を推進するため、老朽化した市営住宅及び市営店舗・作業所（以下「市営店舗等」という。）の集約建替え並びに人権文化センター及び青少年センターの集約建替えによる（仮称）多世代交流拠点施設（以下「多世代交流施設」という。）の整備、これに付随する業務を包括的に発注するものであり、民間ノウハウの活用により効率的かつ円滑に事業を推進し、創意工夫を図ることから、基本設計を含む設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルト方式）により実施するものです。

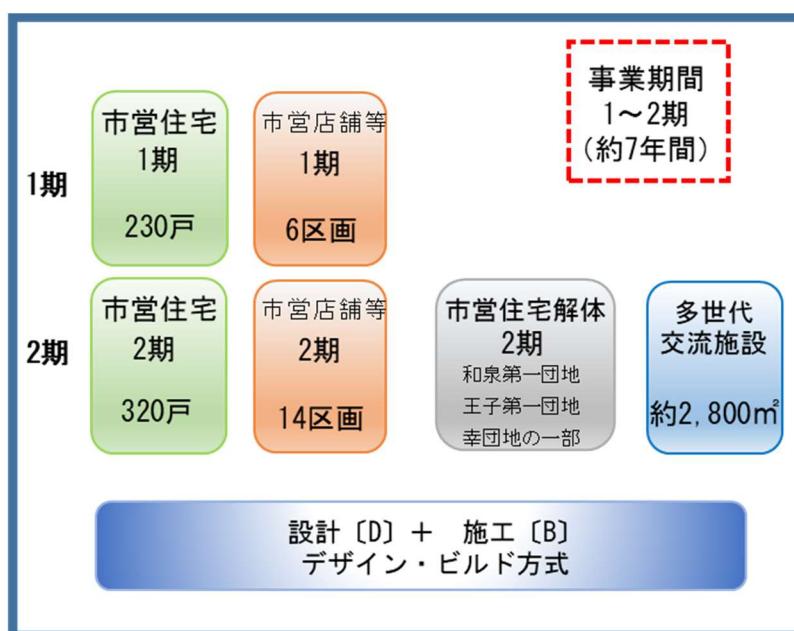


図 1 事業範囲

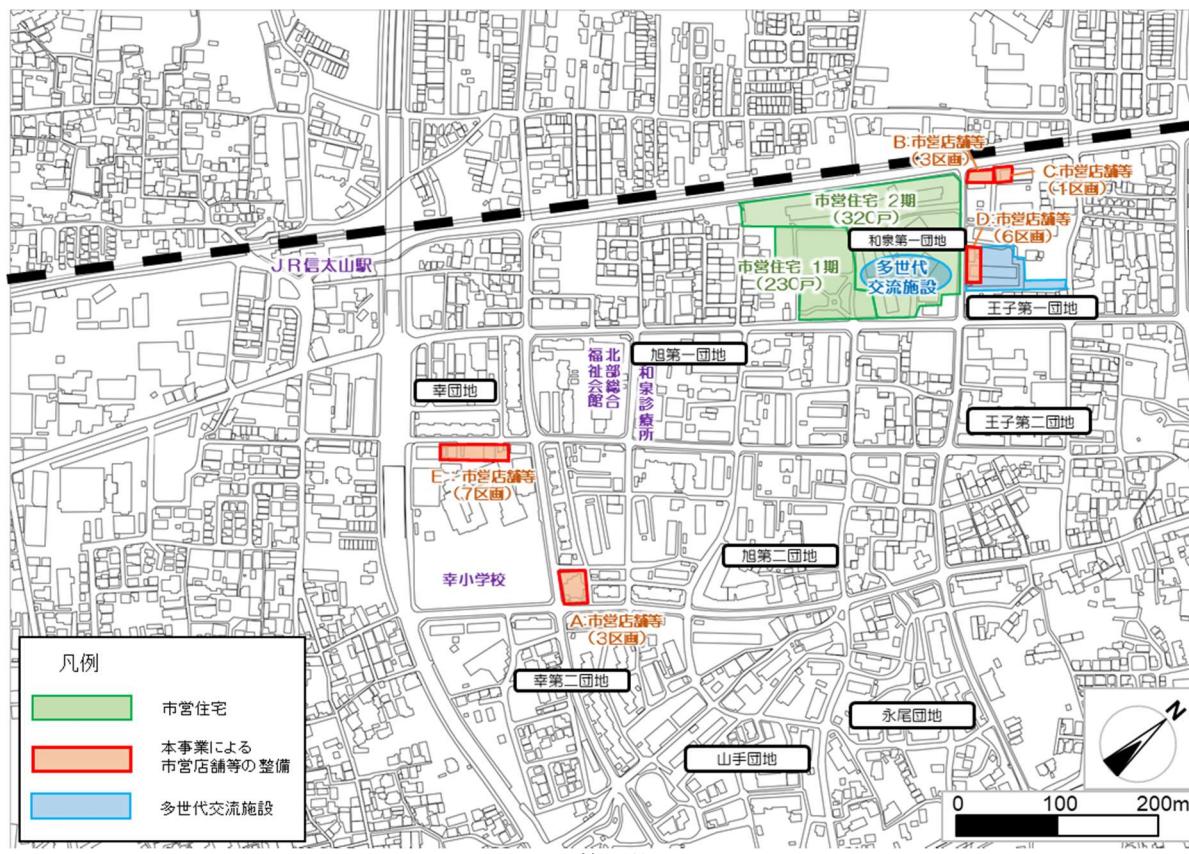


図2 整備位置図

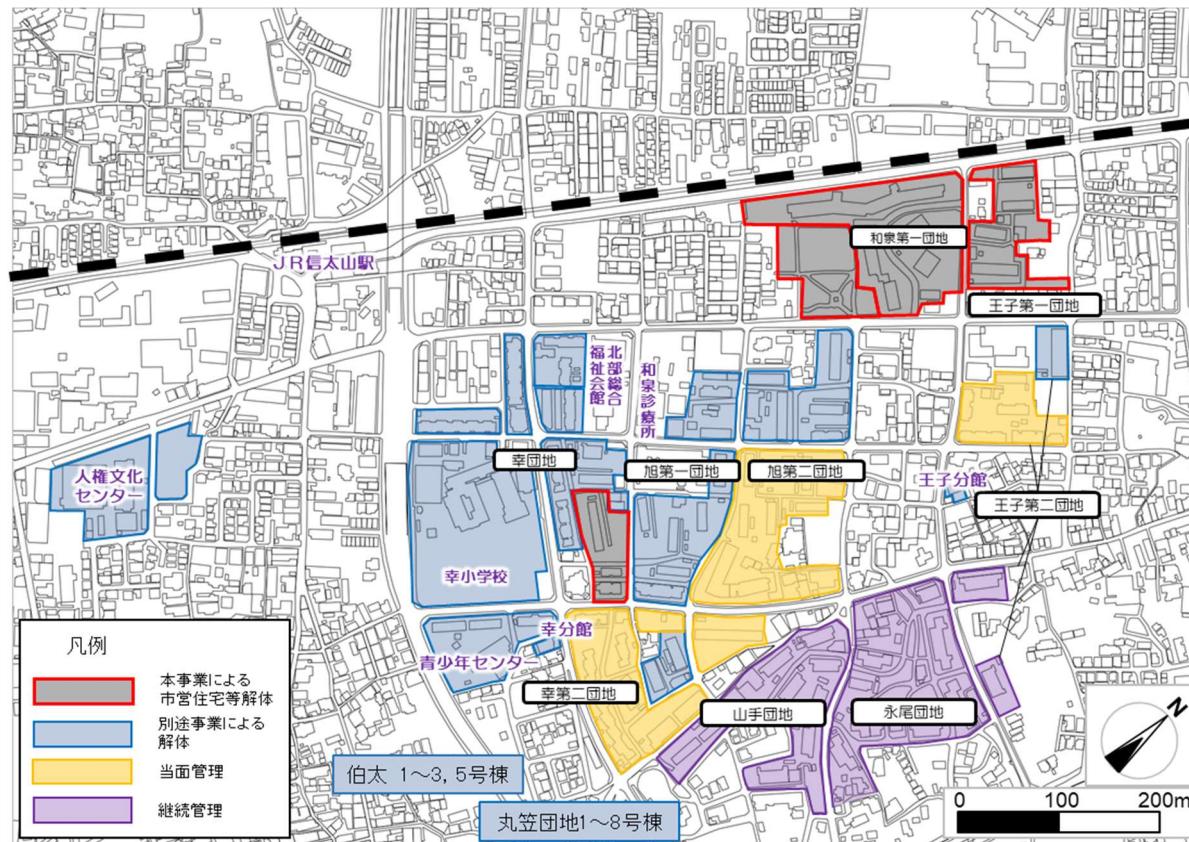


図3 解体位置図

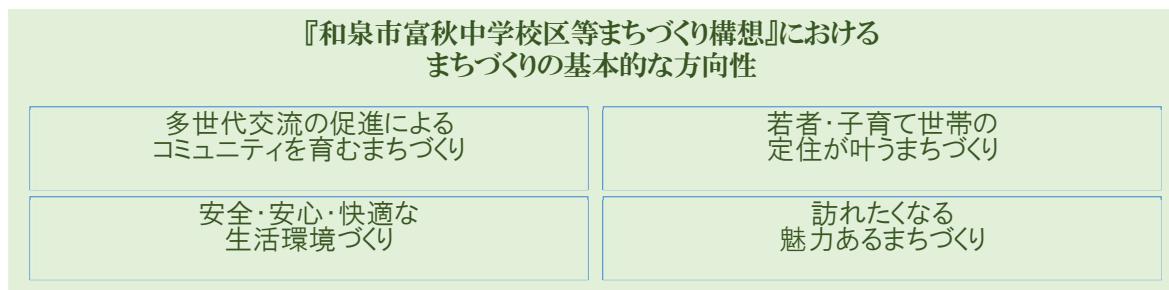
### 3 施設等の概要

#### (1) 事業における業務項目ごとの内容

項目	説明
市営住宅の基本設計・実施設計、建設、工事監理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備戸数 550戸（1期230戸、2期320戸）</li> <li>・附帯施設 とみまち広場、集会所、駐車場、駐輪場、ゴミ置場等</li> </ul>
既存市営住宅除却の設計、解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13棟（住棟・店舗等）、独立集会所等</li> </ul>
入居者移転支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転支援業務</li> <li>・退去等支援業務</li> <li>・建替住宅自治会組織立上げ支援業務</li> </ul>
地域コミュニティ連携・支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュースレターのコンテンツ作成業務</li> <li>・イベントのチラシの印刷</li> <li>・地域活動等の情報発信</li> <li>・ワークショップ等による自発的な取組支援</li> </ul>
市営店舗等の基本設計・実施設計、建設、工事監理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備区画数 20区画（1期6区画、2期14区画）</li> </ul>
多世代交流施設の基本設計・実施設計、建設、工事監理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室数 12室（多目的スペース、人権資料室、自習室、相談室、貸室等）</li> <li>・附帯施設 自由ひろば、駐車場、駐輪場、ゴミ置場等</li> </ul>
開館準備支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権資料室内の展示設計調整等業務</li> <li>・人権資料室内の展示整備調整等業務</li> <li>・維持管理業務、運営業務実施事業者への引継ぎ及び調整等業務</li> </ul>

## (2) 提案内容

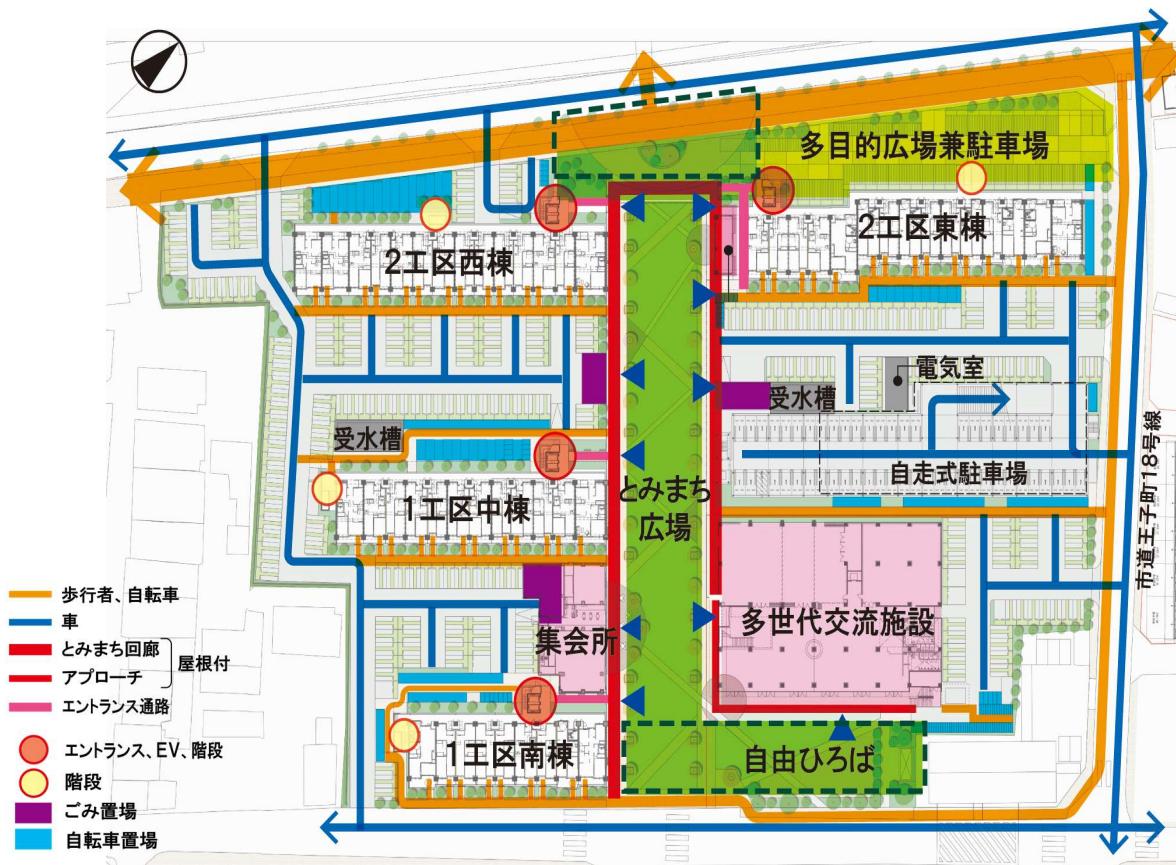
### ①本事業の実施方針



豊かな地域資源を活かして新しい街をつくる

施設整備、長い事業期間を活かしたコミュニティ支援等ハード・ソフト一体で多世代交流と次世代定住を促進し、居住魅力とまちのブランド力向上

- ・新しい街のアイデンティティとなる景観、環境をつくる
- ・地域資源と連携して、街育てをサポートする



②本事業の基本方針等に対する取組方針

全体整備コンセプト・方針

「集いと育ちとつながりをつくる誰もが安心を感じられる温かなまちづくり」



図5 良好的な住環境を実現した市営住宅用地とまちの顔となる多世代交流施設

ア 安全・安心に暮らし続けられる「市営住宅」

- ・ 良好的な日照と沿道景観の形成、入居者の平等性、南西隣地への見下ろし回避等を考慮して、道路沿道に沿った平行配置
- ・ 階数11階建として棟数を最小化し、十分な住棟間距離とオープンスペースを確保
- ・ 屋外から住戸までバリアフリー化し、エントランス・エレベーターホールには交流空間をつくるなど、安全と人をつなぐ

イ 入居者や地域のみんなが集まり憩う「とみまち広場」

- ・ とみまち広場外周に木造回廊を巡らせ、雨や日光から歩行者を守る。回廊に面し集会所や住棟エントランス、多世代交流施設を配置し、交流空間を創出
- ・ 自由ひろばと連担することで、従前の旭公園の豊かな緑を発展・継承

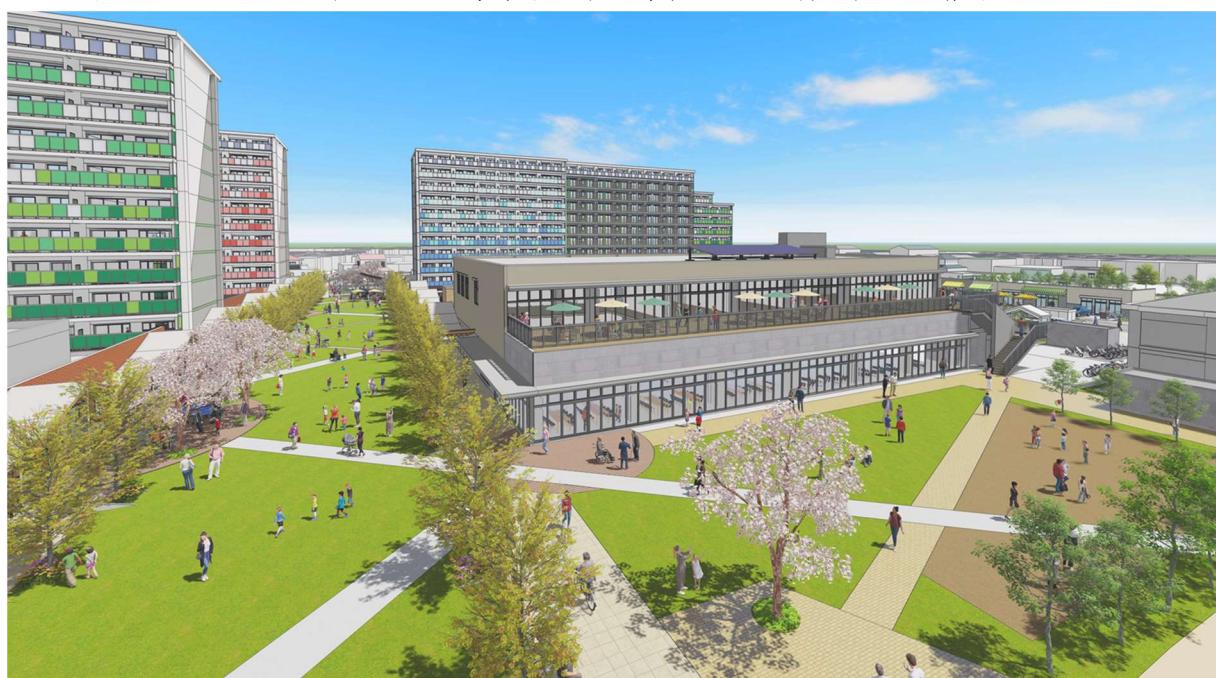


図6 自由ひろば・とみまち広場が連担してつくる地域に開いた緑豊かなオープンスペース

- ウ 人権を尊重し、助け合い・支え合いの輪を広げる場「多世代交流施設」
- ・施設の大ガラス面は人々を迎える意匠とし、自由ひろばとともに「まちの顔」をつくる
  - ・敷地を前面道路に大きく開き、沿道をすべて自由ひろばとして、とみまち広場と連担
  - ・とみまち広場に面してミーティング base、ひらめき誘発 base 等の交流空間を配置し、2階に野外テラスを巡られる等、広場への賑わい・回遊性を重視
- ※設計協議により内容が変更となる場合があります。

#### 4 事業実施スケジュール

業務内容		工程
基本設計		令和7年10月～令和8年2月
1期事業	実施設計（1次工区）	令和8年3月～令和9年2月
	既存公園解体撤去工事（旭公園）	令和9年1月～令和9年2月
	市営住宅整備工事（1次工区）	令和9年3月～令和10年12月
	市営店舗等整備工事（A・B区画）	令和10年10月～令和10年12月
	市営住宅・市営店舗等（A・B区画）移転	令和11年1月～令和11年3月
2期事業	実施設計（2次工区）	令和11年1月～令和12年2月
	多世代交流施設基本設計・実施設計	令和11年9月～令和12年9月
	市営住宅解体撤去工事（和泉第一団地、王子第一団地、幸団地33～35棟）	令和11年3月～令和12年4月
	市営店舗等整備工事（E区画）	令和11年4月～令和11年6月
	市営店舗等（E区画）移転	令和11年7月～令和11年9月
	市営店舗等整備工事（C・D区画）	令和11年12月～令和12年4月
	市営店舗等（C・D区画）移転	令和12年5月～令和12年7月
	市営住宅整備工事（2次工区）	令和12年5月～令和14年3月
	多世代交流施設整備工事	令和12年10月～令和14年3月
	市営住宅移転	令和14年4月～令和14年6月

※設計協議により変更となる場合があります。

<参考>

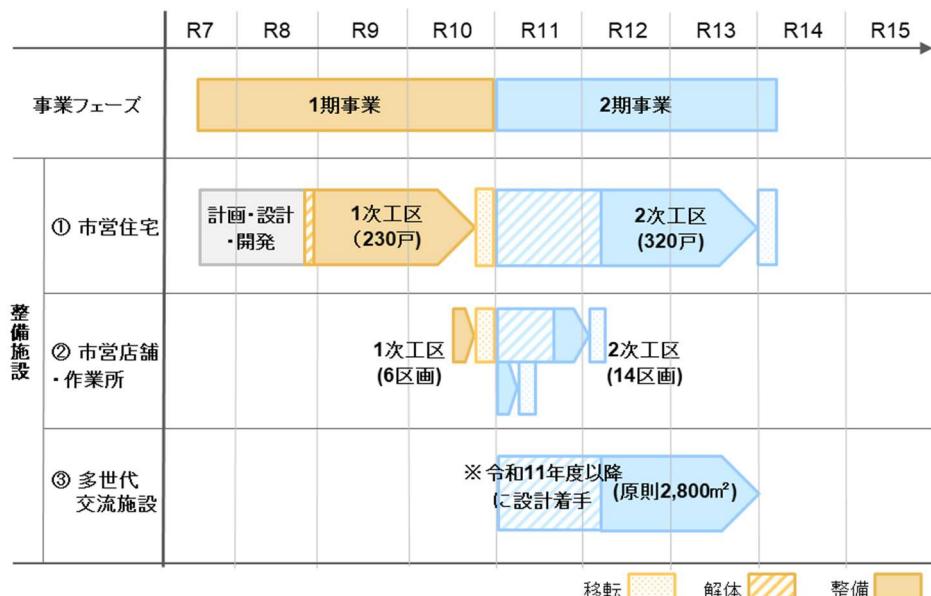


図7 入札公告時の工程計画イメージ

## 富秋中学校区等跡地活用ビジョン（案）

### 1 富秋中学校区等跡地活用ビジョン

#### （1）策定目的

- ①跡地の活用に係る将来像の共有（跡地活用の方向性・施設配置の決定）
- ②事業者の購入、出店意欲をかきたてるもの（まちづくりに投資を行う際の重要な判断材料）
- ③都市計画（用途地域）変更や都市計画（地区計画）決定の根拠資料

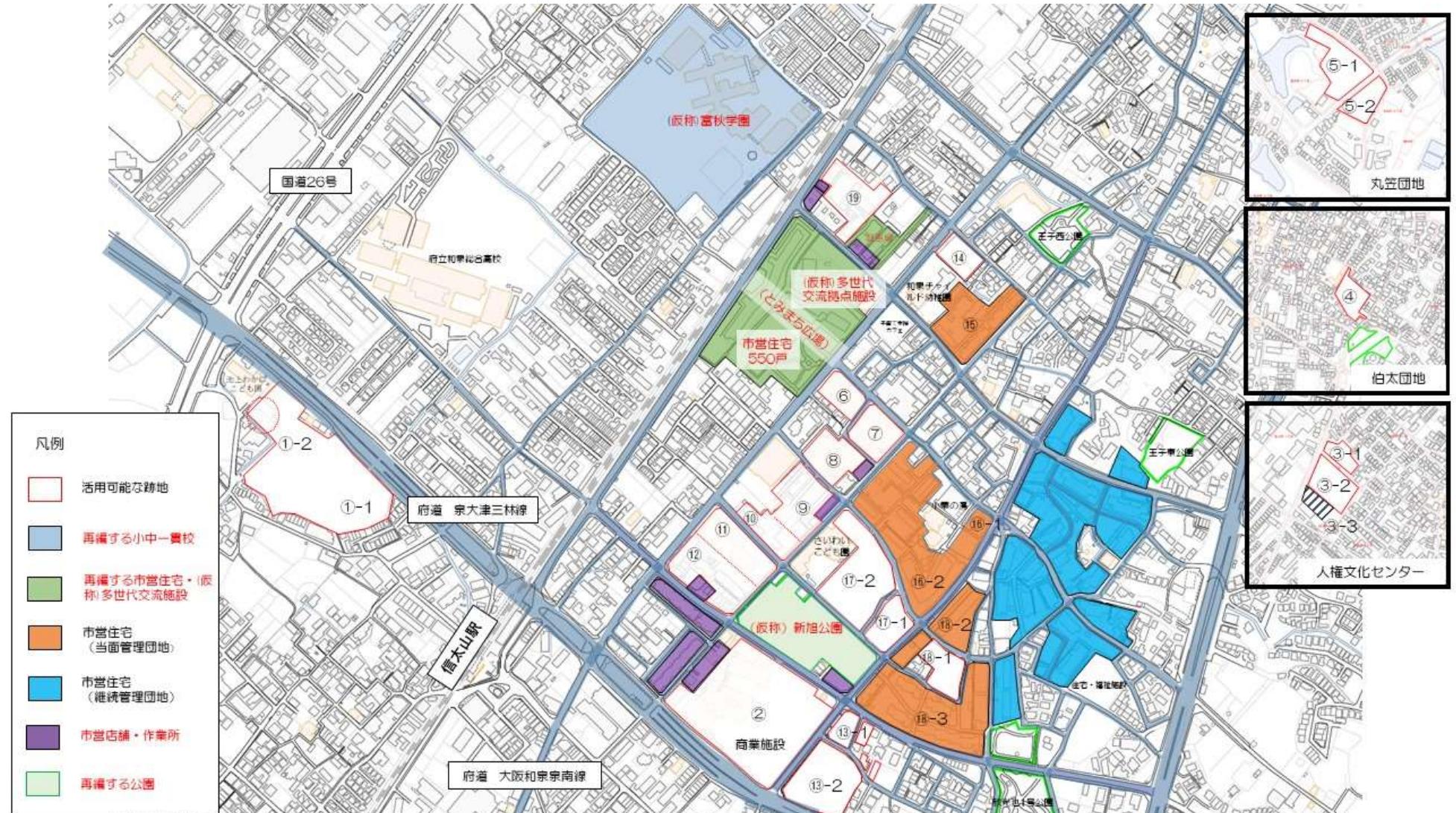
#### （2）対象となる跡地

対象となる跡地は、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」のうち公共施設の再編を行うことにより生じる跡地とし、施設廃止の時期が未定の跡地などは対象外とする。

番号	対象となる跡地 (公共施設)	備考	番号	対象となる跡地 (公共施設)	備考
①-1	池上小学校（①-2 以外）	約 1.79ha	⑫	幸団地（28-30 棟）	約 0.55ha
①-2	池上小学校（校門付近）		⑬-1	幸第二団地（43 棟）	約 0.10ha
②	幸小学校	約 2.03ha	⑬-1	幸分館	約 0.03ha
③-1	人権文化センター駐車場	約 0.26ha	⑬-2	幸第二団地（41、42 棟）	約 0.25ha
③-2	人権文化センター、市民文化ホールの一部（③-3 以外）	約 0.59ha	⑬-2	青少年センター	約 0.26ha
③-3	市民文化ホール	北信太駅前整備事業の代替地	⑭	王子第二団地（5 棟）	約 0.20ha
④	伯太団地	約 0.40ha	⑮	王子第二団地（6-10 棟）	市営住宅 (当面管理)
⑤-1	丸笠団地（1-5 棟）	約 1.12ha	⑯-1	旭第二団地（17 棟）	市営住宅 (当面管理)
⑤-2	丸笠団地（6-8 棟）	約 0.44ha	⑯-2	旭第二団地（12-16、18 棟）	市営住宅 (当面管理)
⑥	旭第二団地（6 棟）	約 0.19ha	⑰-1	旭第一団地（19、20 棟）	約 0.25ha
⑦	旭第二団地（7、8 棟）	約 0.27ha	⑰-2	旭第一団地（21-24 棟）	約 0.65ha
⑧	旭第二団地（9-11 棟）	約 0.34ha	⑱-1	幸第二団地（49、50 棟）	約 0.24ha
⑨	旭第一団地（25-27 棟）	約 0.36ha	⑱-1	公園、駐車場等	市営住宅 (当面管理)
⑨	旭第一団地（A 棟）	約 0.04ha	⑱-2	幸第二団地（51 棟）	市営住宅 (当面管理)
⑩	和泉診療所	約 0.20ha	⑱-3	幸第二団地（44-48、52、53 棟）	市営住宅 (当面管理)
⑪	北部総合福祉会館	約 0.38ha	⑲	王子第一団地	約 0.45ha

※グレー着色部分は、対象外

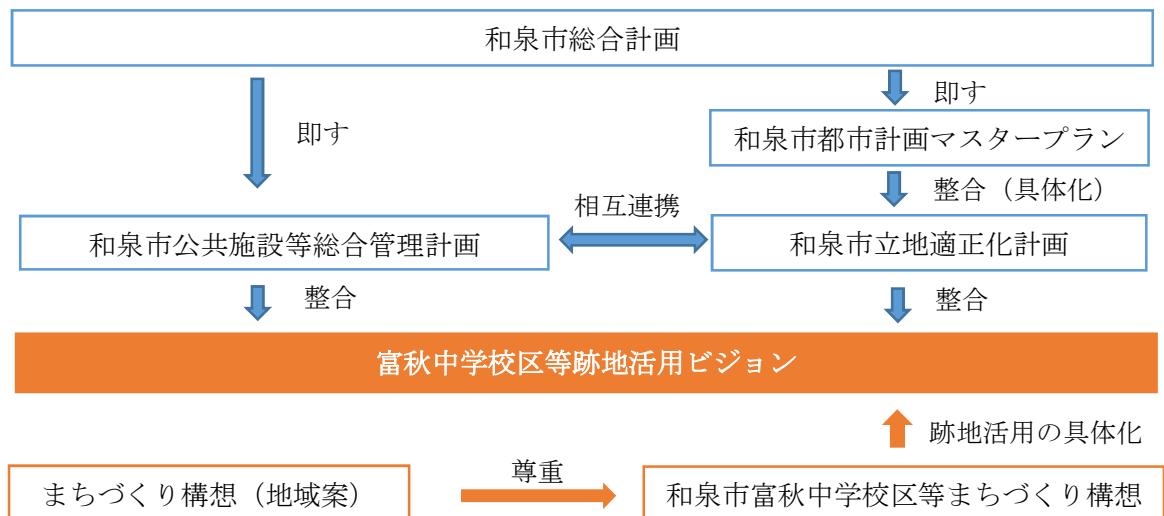
## 活用可能な跡地（位置図）



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

### (3) 跡地活用ビジョンの位置付け

跡地活用ビジョンは、和泉市総合計画や和泉市都市計画マスタープラン等の上位計画を補完するとともに富秋中学校区等まちづくり構想やまちづくり構想(地域案)を踏まえて、跡地活用を具体化する。



### (4) 富秋中学校区等の地域の課題

- ①人口減少や少子高齢化に関する課題
- ②住宅・住環境に関する課題
- ③コミュニティに関する課題
- ④子育て・教育環境に関する課題
- ⑤公共施設の老朽化や活用等に関する課題

### (5) 跡地活用のコンセプト

【本日の議題】次のコンセプト（案）から和泉市長が選択し、決定

#### <跡地活用のコンセプト（案）>

- ①「りぼーん とみまち — あらゆる人が交流・活躍する 歩いて回れる 明るいまち —」  
市営住宅が多く高齢化しているまちに、新たな施設を誘導し、子育て世帯など新たな世帯を呼び込み、まちを変えると意概を持って「リボーン」という言葉を使っています。高齢者、こどもにも分かりやすいようひらがなのの一言で表し、交流、活躍、歩いて回れるなどコンパクトで賑わいのあるまちというイメージです。
- ②「健康アクティブまちなか回遊、にぎわい創出、定住促進の実現」  
まちに必要な機能として「健康アクティブゾーン」を設定し、各施設を歩いて回ること、また、まちづくりの2つの核である幸小学校跡地の複合商業施設（にぎわい創出）と、池上小学校跡地の住宅地（定住促進の実現）による居心地のよい空間というイメージです。
- ③「集い、つながり、発展するまち」  
富秋中学校区等に人が集まり、人と人とのつながりができることで、1人では解決が難しい課題を解消し、この地域が発展していくことをイメージしたものです。
- ④「つながり、広がる、創発のまち - 富まちから始まる未来 -」  
富秋中学校区等の辺に多様な要素が結びついて、新しい価値が生まれ、市全域に広がっていく未来志向を表現したものです。
- ⑤「（まちづくり検討会議案）」  
今回の検討会議で、まちづくり検討会議の推薦案を確定

#### (6) ゾーニング

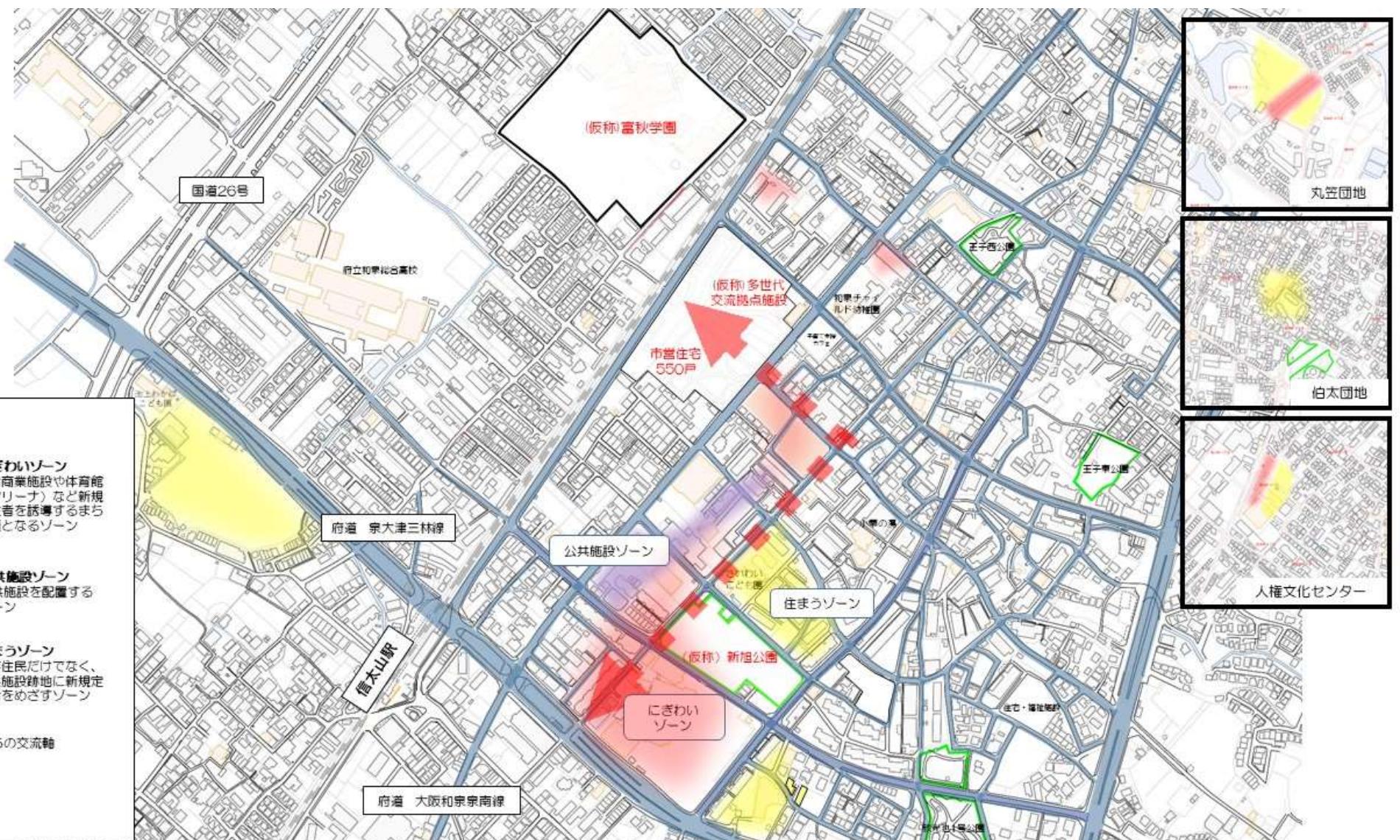
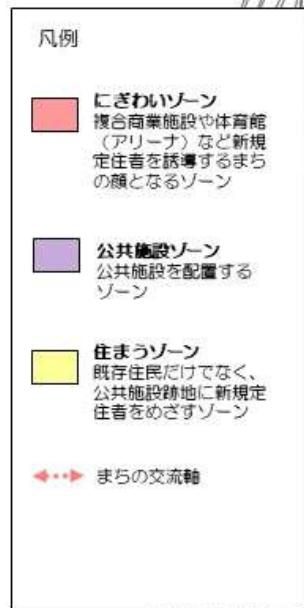
①富秋中学校区等の地域に求められる機能を踏まえ、次のゾーンを定める。

ゾーン	まちに必要な機能
にぎわいゾーン  複合商業施設や体育館（アリーナ）など新規定住者を誘導するまちの顔となるゾーン	地域の活性化に貢献する機能 (定住を誘導するまちの顔となる機能)
	コミュニティ持続する機能
	子育てを支援する機能
公共施設ゾーン  体育館（アリーナ）や北部総合福祉会館など公共施設を配置するゾーン	市民の健康で豊かな生活に寄与する機能
住もうゾーン  既存住民だけでなく、公共施設跡地に新規定住者をめざすゾーン	子育て世帯に選ばれ、高齢者が安心して暮らし続けることができる居住機能
まちの交流軸	とみまち広場から商業施設までの動線を「まちの主要軸」として「交流」や「滞在」を促す機能

②富秋中学校区等の地域の跡地活用においては、次の2つの拠点を設定し、周辺の跡地に施設配置を展開する。

拠点	説明
幸小学校跡地	・商業施設を誘導し、周辺に公共施設の再編や民間施設を誘導する「まちの顔」とした拠点
池上小学校跡地	・住宅の誘導により定住を促進するとともに、周辺に交流用途を配置することで、コミュニティの活性に寄与する拠点

## ゾーニング図



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

## (7) 施設配置の基本的な考え方

施設配置の基本的な考え方	
①コンパクトなまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信太山駅を中心とし、多様な施設を集積させ、各施設を歩いて回れる範囲に配置</li> </ul>
②幸小学校跡地周辺を「まちの顔」とした拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 信太山駅の近隣である幸小学校跡地周辺に公共施設の再編及び民間施設の誘導</li> </ul>
③幸小学校跡地に商業施設を誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幸小学校跡地の付近に住宅誘導をめざす跡地が集中しているため、当該跡地に生活利便性に寄与する商業施設を誘導</li> </ul>
④市民体育館（アリーナ）、（仮称）新旭公園、商業施設の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設を誘導する際に、近接する市民体育館（アリーナ）や（仮称）新旭公園と連携し、相乗効果を期待する提案を求める</li> </ul>
⑤まちの交流軸を中心とした「居心地がよい」、「交流・滞在を促す」施設や空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とみまち広場から複合商業施設までの動線を「まちの交流軸」として、軸に沿って居心地のよい施設や空間を形成し、交流や滞在を促す</li> </ul>
⑥再編する各公共施設の駐車場の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編する各公共施設の駐車場を共同利用とし、必要数を確保することで、区画数の合理化を図る</li> <li>・一時的なイベント等による来訪者にも柔軟に対応し、効果的な跡地活用を図る</li> </ul>
⑦池上小学校跡地に住宅の誘導や交流用途を配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池上小学校跡地は、定住促進のための住宅の誘導及び交流用途（町会館等）の配置により、地域住民と転入者とのコミュニティ活性に寄与する拠点づくりを図る</li> </ul>

## (8) まちに必要な施設及び機能

### ①公共施設

施設	必要性
北部総合福祉会館  P9 土地利用方針図⑧	<p>市民一人ひとりのウェルビーイング（健康、幸福、生きがい）の追求を目的として、市民同士の交流・つながりの創出、医療・介護・福祉・地域の連携により、新たな価値を生み、人と人とがつながるコミュニティを育む地域を支える施設とする。</p> <p>高齢者・障がい者等を対象とした次の機能を確保することをめざす。</p> <p>ア 相談対応機能  イ 地域住民の居場所機能  ウ 地域コミュニティ形成を促進する機能  エ 地域福祉の担い手を養成、育成する機能  オ 医療と連携を行う機能  カ 介護予防、健康増進を促進する機能  キ 災害発生時に事業者とボランティアが連携した福祉避難所の機能  ク その他市域全体の地域福祉を促進する機能</p>
市民体育館（アリーナ）  P9 土地利用方針図⑪、⑫	<p>市民体育館の建替えに当たり、観客席を有するアリーナ機能を備えた体育館として充実整備することで、大規模な大会などスポーツイベントの開催が可能となり、競技力向上、地域外からの来訪促進によるぎわいの創出が図られるだけでなく、スポーツ以外の多目的な利用が可能となり、地域の文化活動や交流の場として、地域のコミュニティ形成にも寄与する。</p> <p>（仮称）新旭公園と連携することで相乗効果が期待できるとともに、立地特性から市民が気軽に運動できる環境を提供でき、スポーツの普及・振興及び市民の健康増進に寄与する。</p>

共同駐車場 P9 土地利用方針図の⑨、⑩	幸小学校跡地の周辺に再編する各公共施設の駐車場を共同利用とし、必要数を確保することで、区画数の合理化を図ることができる。 また、一時的なイベント等による来訪者にも柔軟に対応し、効果的な跡地活用を図ることが可能となる。
池上老人集会所 P9 土地利用方針図の①-2	老人集会所のリニューアルの一環として、誰もが利用しやすく、新しい地域コミュニティを生み出す拠点とすることをめざす。 なお、池上老人集会所については、池上校区の端に立地している状況に鑑み、概ね校区の中心に位置する池上小学校跡地に移転予定の池上町会館と老人集会所の機能を集約することを検討する。

## ②民間施設

位置	機能	内容
幸小学校跡地  P9 土地利用方針図の②  ※医療機関にあっては、商業施設への誘導が困難な場合は、土地利用方針図の⑧のほか、「その他の跡地」への誘導を検討する。	商業施設 (複合商業施設)	地域内外から若者・子育て世帯の移住・定住を誘導できる核となる魅力ある複合商業施設を誘導  ア 買い物の時間だけでなく、生活のあらゆる時間に寄り添い、生活の場として日常生活の質の向上に寄与すること。 イ 若者、子育て世帯を呼び込み、来訪者の増加も期待できる、多様な機能で構成されていること。 ウ まちに開放された空間（屋外広場等）と一体感があること。 エ 地域コミュニティ向上に寄与するイベント等の活用により、エリア内だけでなく、エリア外からも来訪を促進し、にぎわいの形成を期待できること。 オ 医療機関の誘導を図ることで、商業施設の魅力を高めるとともに、利便性向上（買い物と併せた通院など）に寄与すること。
池上小学校跡地  P9 土地利用方針図の①-1	住宅	・町会館用地を除き、全て住宅用地として活用する。 ※一戸建住宅に限定しない。
池上小学校跡地  P9 土地利用方針図の①-2	池上町会館	・地域住民と転入者のコミュニティ活性にも寄与する拠点づくりを図るため、プール付近に町会館用地（池上老人集会所機能を含む。）として「300 m <sup>2</sup> ～600 m <sup>2</sup> 」の土地を確保する。
その他の跡地	住宅のほかニーズに応じた活用	・基本的には、住宅用地として活用するが、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とする。

<参考>前回のまちづくり検討会議からの変更点

項目	変更前	変更後	考え方
和泉診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部総合福祉会館及び和泉診療所を合築又は併設</li> </ul> <p>【土地利用方針図⑧】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幸小学校跡地に誘導する商業施設の中に民設民営で誘導</li> <li>・商業施設への誘導が困難な場合は、その他の跡地（北部総合福祉会館との併設を含む。）への民間建設・運営を検討していく。</li> </ul> <p>【土地利用方針図②】</p>	<p>①建設当時と比較し、幸校区及び王子町の人口減少</p> <p>②地区住民が利用している医療機関は、建設当時は3医療機関だったが、和泉診療所から半径1キロ圏内で8医療機関と状況が変化し、公設の必要性は薄らいでいる。</p> <p>③和泉診療所は、令和6年度で年間約26,000人、1日当たり平均110人が利用しているため、民設民営による誘導を図る必要がある。</p> <p>④商業施設に医療機関を呼び込むことで、商業施設の魅力を高めるとともに、患者の利便性向上に寄与できる。</p>
池上町会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池上小学校跡地の校門付近</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池上小学校跡地のプール付近</li> </ul>	<p>①既存のコミュニティと住宅開発による新たなコミュニティが分断されず、校門側からの交流が可能となる。</p> <p>②池上小学校跡地の住宅開発の進入路について、校門側と体育館側の2方向からの確保が可能となる。</p>

(9) 公共施設跡地に望まない用途・施設

①原則として、次に掲げる用途は、誘導しない。

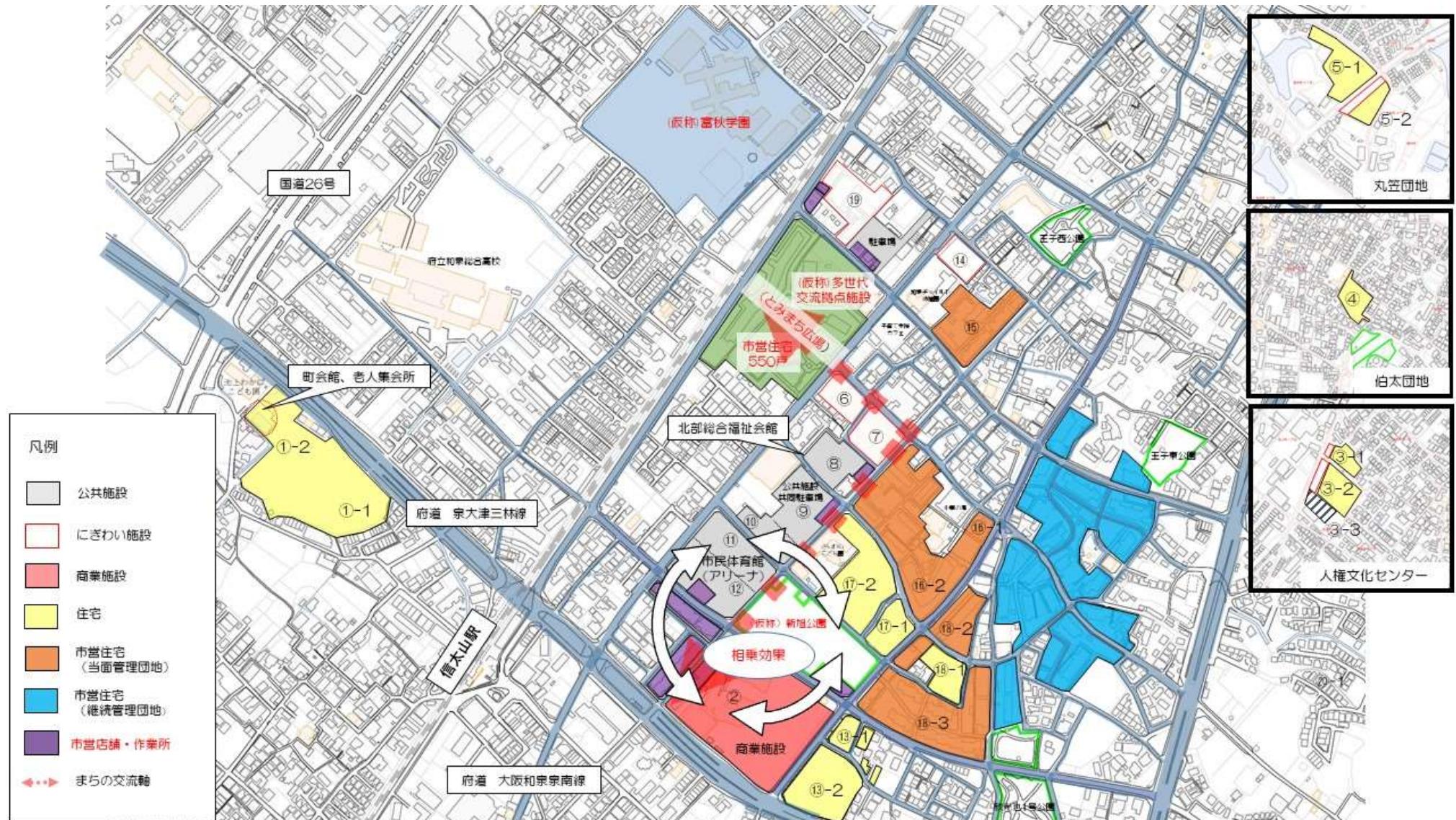
- ・周辺住民の文化的、社会的生活環境を著しく損なう活動のために利用すること。
- ・青少年の健全な育成に悪影響を与えること。
- ・暴力団その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用すること。
- ・地域住民に著しい騒音、振動、悪臭、光害、又はその他の公害をもたらすこと。

②地域住民との対話の結果、「にぎわい創出に寄与しないもの」は誘導しない。

(例) 倉庫、資材置き場等

※誘導する用途により、都市計画（用途地域）の変更や都市計画（地区計画）の決定又は募集要項等により土地利用の規制を検討する。

## 土地利用方針図



(10) 各公共施設の除却想定時期・跡地活用の用途

番号	対象となる跡地 (公共施設)	除却 【※1】	(参考) 跡地活用の用途
①-1	池上小学校 (①-2 以外)	R10	住宅
①-2	池上小学校 (プール付近)		池上町会館(老人集会所機能を含む。300 m <sup>2</sup> ～600 m <sup>2</sup> )
②	幸小学校	R10	商業施設 (医療機関を含む。 【※2、※3】)
③-1	人権文化センター駐車場	R15	ニーズに応じた活用 【※4】
③-2	人権文化センター、市民文化ホールの一部 (③-3 以外)	R15	
③-3	市民文化ホール	R7	北信太駅前整備事業の代替地
④	伯太団地	R14	基本的に住宅
⑤-1	丸笠団地 (1-5 棟)	R12	
⑤-2	丸笠団地 (6-8 棟)	R12	ニーズに応じた活用 【※4】
⑥	旭第二団地 (6 棟)	R14	
⑦	旭第二団地 (7、8 棟)	R14	
⑧	旭第二団地 (9-11 棟)	R14	北部総合福祉会館
⑨	旭第一団地 (25-27 棟)	R16	共同駐車場 (一部を暫定利用)
⑩	旭第一団地 (A 棟)	R17	
⑪	和泉診療所	R18	
⑫	北部総合福祉会館	R18	市民体育館 (アリーナ) 【※5】
⑬	幸団地 (28-30 棟)	R16	
⑯-1	幸第二団地 (43 棟)	R14	基本的に住宅
⑯-1	幸分館	R14	
⑯-2	幸第二団地 (41、42 棟)	R14	
⑯-2	青少年センター	R14	ニーズに応じた活用 【※4】
⑯	王子第二団地 (5 棟)	R14	
⑰	王子第二団地 (6～10 棟)	当面管理のため、エリアの対象外	当面管理のため、エリアの対象外
⑰-1	旭第二団地 (17 棟)		
⑰-2	旭第二団地 (12-16、18 棟)		
⑱-1	旭第一団地 (19、20 棟)	R14	基本的に住宅
⑱-2	旭第一団地 (21-24 棟)	R14	
⑱-1	幸第二団地 (49、50 棟)	R14	
⑱-1	公園、駐車場等	当面管理のため、エリアの対象外	当面管理のため、エリアの対象外
⑱-2	幸第二団地 (51 棟)		
⑱-3	幸第二団地 (44-48、52、53 棟)		
⑲	王子第一団地	R11	ニーズに応じた活用 【※4】

※1 市が直接、除却した場合の想定時期である。必要に応じて、土地の売却と併せて民間事業者に除却を委ねることも検討する。また、民間施設として活用する場合の可能時期は、各公共施設の除却時点における諸事情を勘案して決定する。

※2 延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の商業施設を誘導できるよう現行の用途地域（第一種住居地域）の変更を検討する。

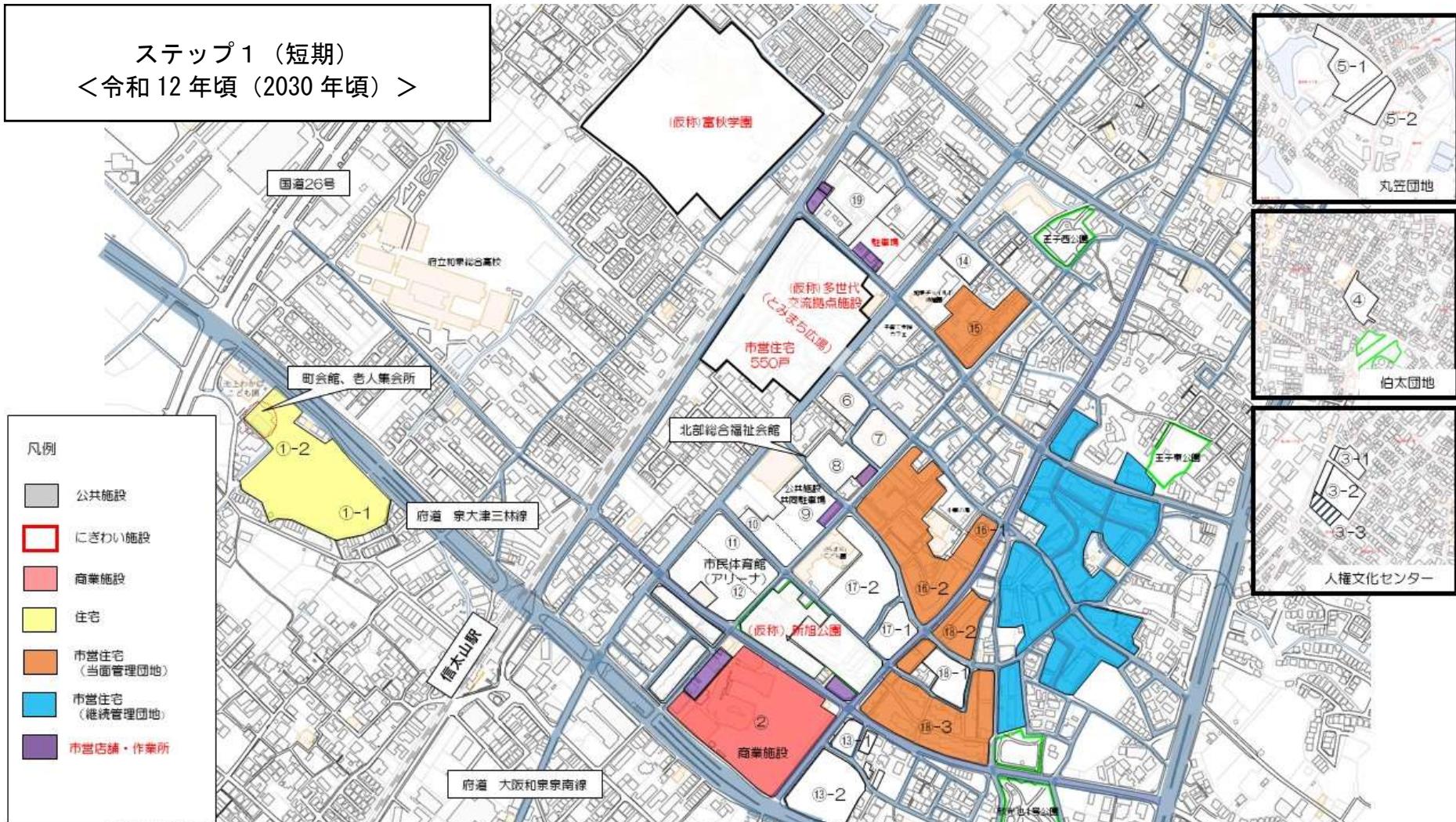
※3 医療機関にあっては、商業施設への誘導が困難な場合は、⑧の跡地のほか、「その他の跡地」への誘導を検討する。

※4 民間施設の誘導を行う跡地において、拠点となる池上小学校跡地（住宅、池上町会館（老人集会所機能を含む。））、幸小学校跡地（商業施設）以外は、基本的には、住宅用として活用するが、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とする。

※5 現行の用途地域は、第一種住居地域であり、観覧席を設けた建物は建築できないので、観覧席を有するアリーナ機能を備えた体育館を整備するためには、都市計画の用途地域の変更が必要になる。

#### (11) 跡地活用のロードマップ

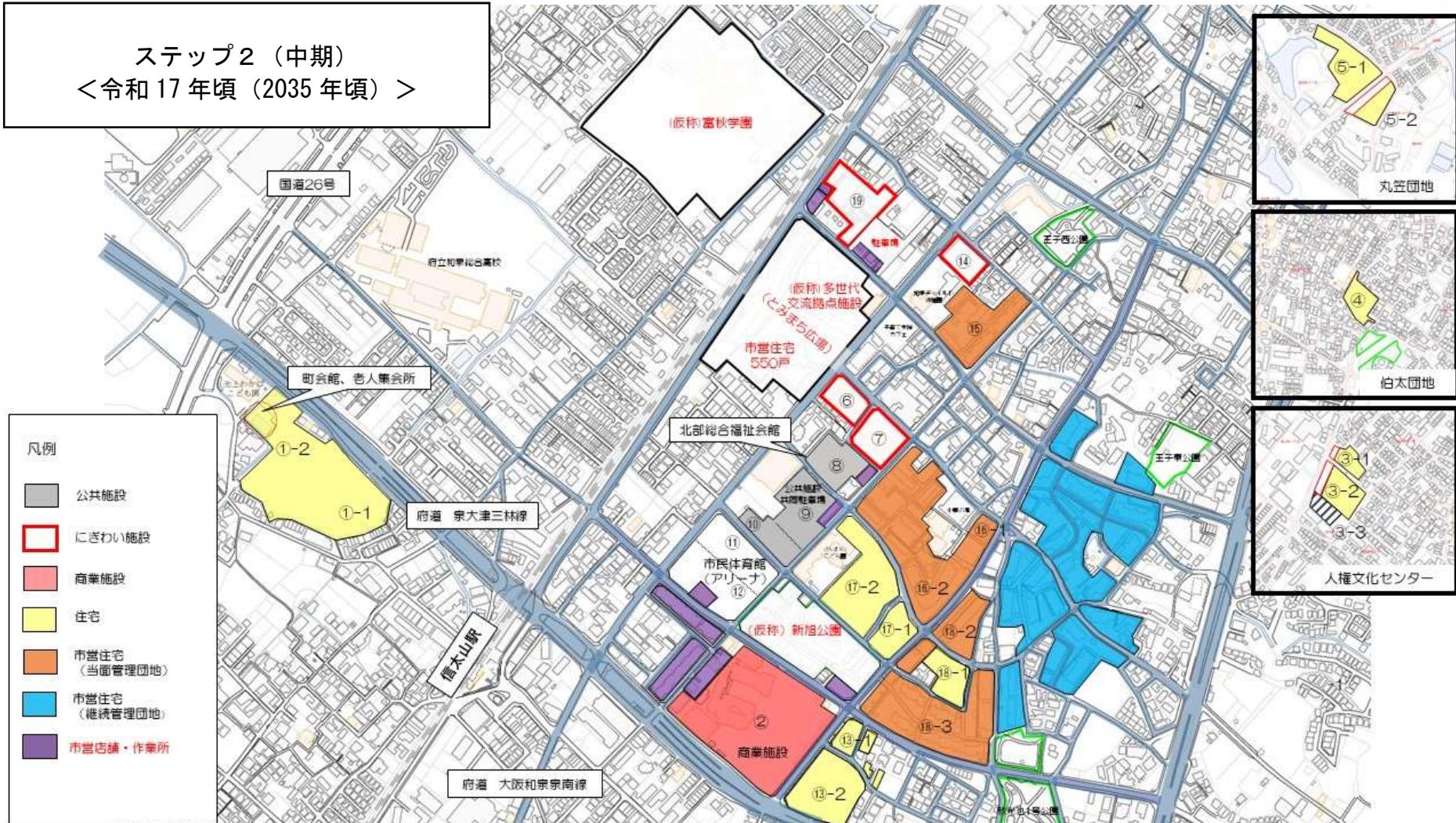
## ステップ1（短期） ＜令和12年頃（2030年頃）＞



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

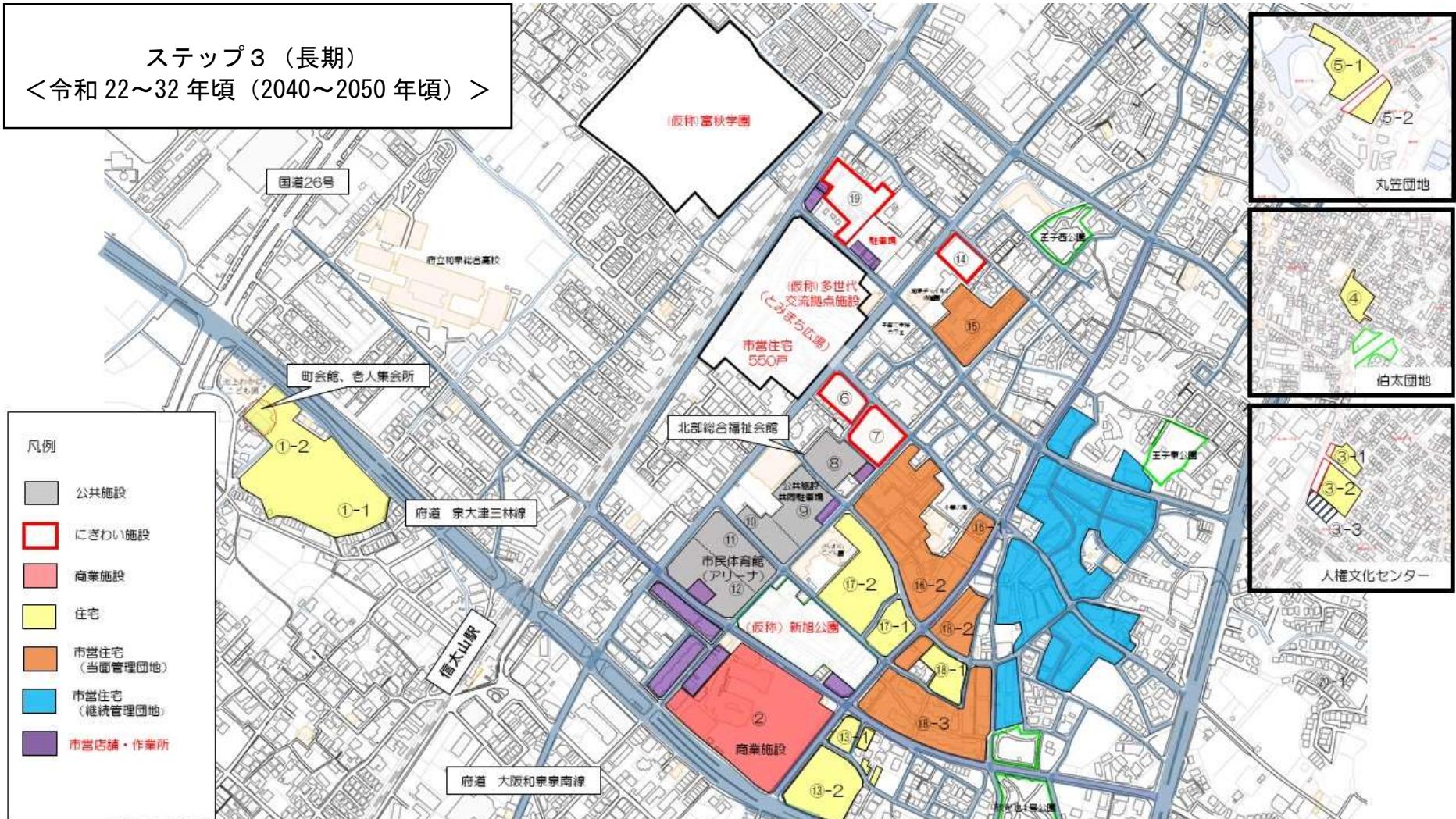
現時点で想定できるスケジュールであり、今後変更になる可能性があります。

## ステップ2（中期） ＜令和17年頃（2035年頃）＞



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設  
現時点で想定できるスケジュールであり、今後変更になる可能性があります。

ステップ3（長期）  
<令和22～32年頃（2040～2050年頃）>



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設  
現時点での想定スケジュールであり、今後変更になる可能性があります。

## 2 策定スケジュール（案）

時期	取組	内容
R7(2025).5.16	まちづくり検討会議役員会	骨子案の説明
R7(2025).5.29	まちづくり検討会議	骨子案の説明
R7(2025).7月	議会報告	ビジョンの進捗状況（骨子案）の報告
R7(2025).10月14日	まちづくり検討会議	ビジョン（案）の説明
R7(2025).12月頃	議会報告	ビジョン（案）を報告
R7(2025).12月頃	都市計画審議会	ビジョン（案）を報告 → 意見聴取
R8(2026).1月	市民説明会の開催	広く市民意見を聴取
R8(2026).1月	パブリックコメント実施	広く市民意見を聴取
R8(2026).3月頃	まちづくり検討会議	ビジョン策定に向けた報告
R8(2026).3月末	ビジョン策定	

## ミライの学校を創るプロジェクト

News No.19

池上 幸  
小学校 小学校  
令和7年7月

令和7年6月26日(木)に第14回学校開校準備委員会を開催し、施設整備、校章、校歌、図書館の地域開放についての説明や意見交換を行いました。

## 1.施設整備

## 7月から新校舎の建設がスタート！

特別教室棟、講堂、機械室の解体が完了し、新校舎の建設工事を開始しました。  
建設工事に伴い、南側が工事エリアとなるため、西側に仮設正門を設置しました。



完成イメージ

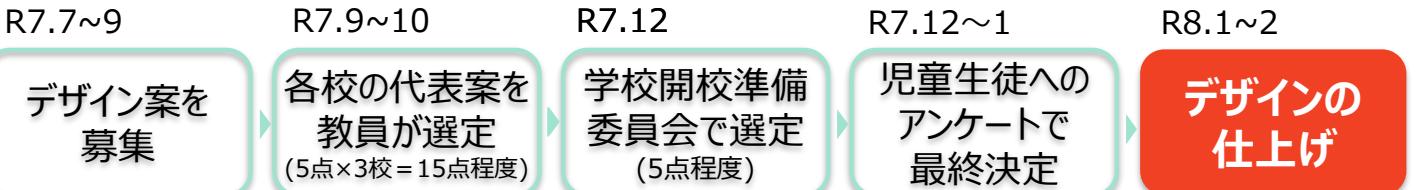
## 2.校章

## 校章のデザイン案を富秋中学校区の児童生徒から募集し作成します。

夏休みの宿題や授業を活用し、児童生徒から学校のシンボルとなる校章のデザインを募集します。

児童生徒のみなさまには学校を通じてお知らせします。

## 今後のスケジュール



**デザインの原案者には記念品を贈呈予定！**

## 3.校歌

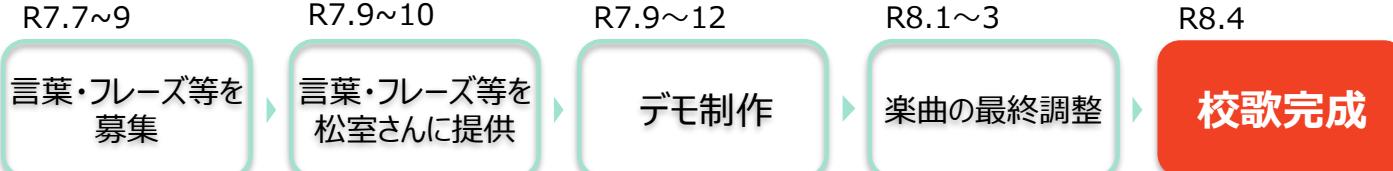
## 校歌に入れたい言葉やフレーズを地域の方から募集します！



投稿内容が校歌になるかも知れません！是非ご応募お願いします！

応募いただいた内容は、松室さんが校歌の制作過程や児童生徒との交流を展開するSNS等で紹介、使用される可能性があります。

## 今後のスケジュール



**富秋中学校卒業生のシンガーソングライター 松室政哉さんが楽曲を制作します。**

## 4.図書館の地域開放

## これまでの協議内容を共有し、意見交換を実施

### 地域開放の目的と方針

- 学校を身近に感じてもらうきっかけとし、**地域とともにある学校づくり**の促進につなげる
- 学校教育活動を最優先に、影響がない範囲で地域へ開放し、**学校と地域が繋がる場**を創出する

### 開放日と時間

平日…午前1日、放課後2日程度

休日…土日のうち1日 **\*曜日・時間の詳細は、学校の運用で決定**

### 図書館へのアクセス

- ・**地域出入口**から入り**メディア玄関**を使用
- ・駐車スペースあり
- ・**読書テラス**や**交流広場**も利用可能

- ・蔵書数…25,000冊（うち地域開放用約5,000冊）
- ・地域活動向けに、読み聞かせができる場所や**読書テラス**、**交流広場**を整備

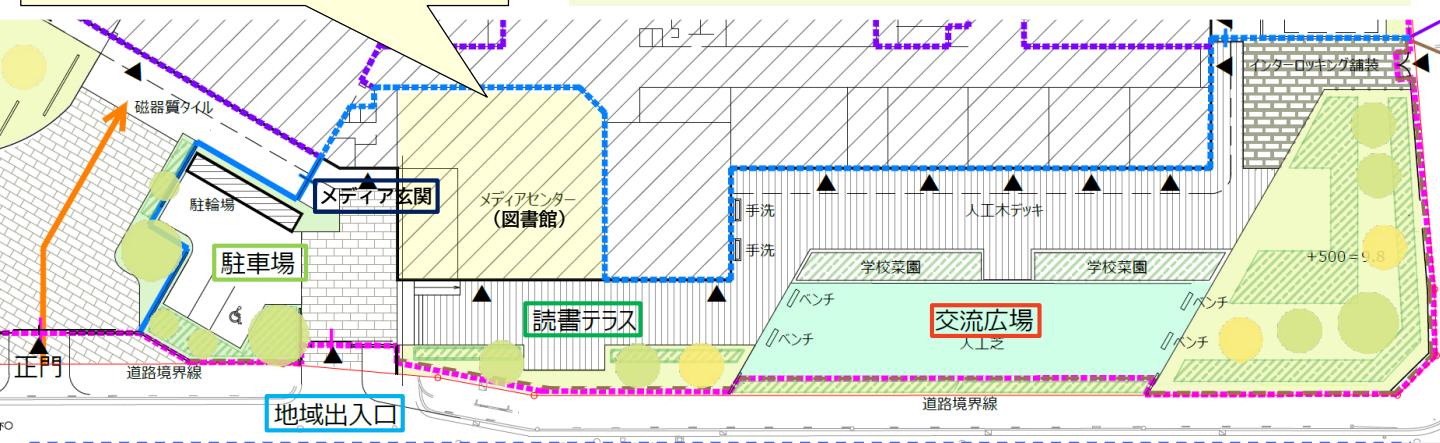
読書テラスイメージ



交流広場イメージ



出典：和歌山市民図書館HP



### 地域開放でできること

- ・学校図書の閲覧
- ・地域開放用図書の閲覧、貸出
- ・市立図書館図書の取り寄せ、返却

※市立図書館の貸出カードを利用

### その他情報提供

- ・にじのとよかんは令和14年に閉館予定
- ・にじのとよかんの貴重な郷土・人権資料や雑誌、新聞紙は、（仮称）多世代交流拠点施設に移管予定

### 〈当日の意見交換で出た主な意見〉

#### どのような層をターゲットにするか。どんな図書を設置するか。

- ・ターゲットは絞らず、カフェのように利用できる立ち寄りやすい図書館となれば良い。
- ・新聞を取っていない家庭が増えているため、新聞を置いてはどうか。
- ・他施設との棲み分けのため、漫画を多くすることを売りにしてはどうか。
- ・子育て世帯に重点を置き、未就学児に向けた絵本を充実させてはどうか。
- ・趣味に繋がるような本も必要。

#### 学校と関わりを持つもらったり、協力意識を高めるためには、どんな取組みが必要か

- ・高齢者と子どもの交流を促進するため、読み聞かせや昔遊びができれば良い。
- ・読書だけでなく、にぎやかになるイベントができれば良い。
- ・にじのとよかんでやっていた本のお渡し会を実施してはどうか。
- ・困りごとや協力してもらいたいことを学校から発信すれば、地域の人が協力しやすくなるのではないか。
- ・講座や講習を開催し、いろんな人に来てもらえれば、交流広場の手入れ等もしてもらえるのではないか。

### ニュースレターをメール配信中！

ニュースレターの配信を希望される方は、右のQRコードを読み取っていただき、お名前、「ニュースレター希望」と記載のうえ、メールを送信してください。



(問合せ先) 教育・こども部 教育総務課

(TEL) 0725-99-8196

(E-mail) tomiaki@city.osaka-izumi.lg.jp